

福井県報

号外第26号

令和7年
3月19日(水)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

- ※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（9・情報公開・法制課）……………2
- ※福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（10・市町協働課）……………3
- ※福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11・DX推進課）……………4
- ※福井県青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則（12・県民安全課）……………8

告 示

- ※福井県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示（117・審査指導課）……………9

議会規則

- ※福井県議会議事規則の一部を改正する規則（1・議会局）……………10
- ※福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則（2・同）……………10

議会告示

- ※福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示（1・議会局）……………13
- ※福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示（2・同）……………15

人事委員会規則

- ※福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3）……………16

規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第9号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(建築士法施行細則の一部改正)

第1条 建築士法施行細則(昭和25年福井県規則第99号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏面)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(災害救助法施行細則の一部改正)

第2条 災害救助法施行細則(昭和35年福井県規則第67号)の一部を次のように改正する。

様式第10号(裏面)中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年福井県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> | <p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>もしくは拘留の刑の執行のためもしくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合または法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p> |

(福井県心身障がい者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 福井県心身障がい者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年福井県規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第13号(裏面)中「懲役または禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

様式第28号中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成12年福井県規則第97号)の一部を次のように改正する。

様式第5号の9中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年福井県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第7号（その1）から様式第8号の3（その3）までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）または旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第10号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成15年福井県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| (市町が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 | | (市町が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 | |
| 1～3 (略) | (略) | 1～3 (略) | (略) |
| 4 特例条例別表第4号の表8の項第21号に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福井県規則第17号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～15 (略) | 4 特例条例別表第4号の表9の項第17号に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの | 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福井県規則第17号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～15 (略) |
| 5 特例条例別表第4号の表10の | 福井県動物の愛護および管理に關す | 5 特例条例別表第4号の表11の | 福井県動物の愛護および管理に關す |

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>項第13号に規定する福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>る条例施行規則（平成18年福井県規則第25号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> | <p>項第13号に規定する福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>る条例施行規則（平成18年福井県規則第25号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> |
| <p>6 特例条例別表第4号の表21の項第4号に規定する毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年福井県規則第31号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～10（略）</p> | <p>6 特例条例別表第4号の表22の項第4号に規定する毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年福井県規則第31号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～10（略）</p> |
| <p>7 特例条例別表第4号の表26の項第6号に規定する製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> | <p>7 特例条例別表第4号の表27の項第6号に規定する製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> |
| <p>8 特例条例別表第4号の表30の項第7号に規定する福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>福井県ふぐの処理に関する条例施行規則（平成12年福井県規則第114号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> | <p>8 特例条例別表第4号の表32の項第7号に規定する福井県ふぐの処理に関する条例（平成12年福井県条例第16号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p> | <p>福井県ふぐの処理に関する条例施行規則（平成12年福井県規則第114号。以下この項中「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1（略）</p> |
| <p>9（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>9（略）</p> | <p>（略）</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第11号

福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則（令和元年福井県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| | |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務

(8)～(10) (略)

6～13 (略)

14 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 先天性血液凝固因子欠乏症または血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の治療のため必要な医療費（以下「先天性血液凝固因子障害等治療費」という。）の支給に関する事務

(2) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務

(3) 先天性血液凝固因子障害等治療費の受給者証に関する事務

(4) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の変更に関する事務

(5) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の取消しに関する事務

(6) 先天性血液凝固因子障害等治療費の支給認定の申請内容の変更の受理、その届出に係る事実についての審査またはその届出に対する応答に関する事務

15 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）第10条の規定による県立高等学校の授業料の減免の決定ならびに減免の額および減免の期間に係る申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査またはこれらの申請に対する応答に関する事務とする。

16 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

17 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年福井県条例第25号）第2条の規定による修学奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務

(8)～(10) (略)

6～13 (略)

14 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）第10条の規定による県立高等学校の授業料の減免の決定ならびに減免の額および減免の期間に係る申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査またはこれらの申請に対する応答に関する事務とする。

15 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

16 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年福井県条例第25号）第2条の規定による修学奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

18 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

19 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査またはその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

20 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費の援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第3の規則で定める事務および情報)

第4条 (略)

2 (略)

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、第2条第15項に定める事務とし、同表第3の3の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、第2条第16項に定める事務とし、同表第3の4の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、第2条第18項に定める事務とし、同表第3の5の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と生計を一にする者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、第2条第19項に定める事務とし、同表第3の6の項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等または当該保護者等と同じの世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

7 (略)

17 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

18 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査またはその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

19 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費の援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第3の規則で定める事務および情報)

第4条 (略)

2 (略)

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、第2条第14項に定める事務とし、同表第3の3の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、第2条第15項に定める事務とし、同表第3の4の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、第2条第17項に定める事務とし、同表第3の5の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と生計を一にする者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、第2条第18項に定める事務とし、同表第3の6の項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等または当該保護者等と同じの世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

7 (略)

第2条 福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~10 (略)</p> | <p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2~10 (略)</p> <p><u>11 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 肝炎患者等(肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。)</u>に対する肝炎治療受給者証の交付</p> |

1 1 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)~(6) (略)

1 2 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）第10条の規定による県立高等学校の授業料の減免の決定ならびに減免の額および減免の期間に係る申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査またはこれらの申請に対する応答に関する事務とする。

1 3 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

1 4 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年福井県条例第25号）第

の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務

(2) 肝炎患者等に対する肝炎治療受給者証に記載された内容の変更に係る申請もしくは届出の受理、その申請もしくは届出に係る事実についての審査またはその申請もしくは届出に対する応答に関する事務

(3) 他の都道府県知事から肝炎治療受給者証の交付を受けた肝炎患者等に係る転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査またはその届出に対する応答に関する事務

(4) 肝炎患者等に対する肝炎治療受給者証の更新に係る申請もしくは届出の受理、その申請もしくは届出に係る事実についての審査またはその申請もしくは届出に対する応答に関する事務

1 2 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、肝炎患者等に対する肝炎の検査に要する費用の助成の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務とする。

1 3 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 肝炎患者等のうち肝がんまたは肝硬変（重度のものに限る。）に罹患したものに対する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付、更新もしくは変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査またはこれらの申請に対する応答に関する事務

(2) 他の都道府県知事から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けた肝炎患者等に係る転入の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務

1 4 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
(1)~(6) (略)

1 5 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、福井県立高等学校等授業料等徴収条例（昭和47年福井県条例第6号）第10条の規定による県立高等学校の授業料の減免の決定ならびに減免の額および減免の期間に係る申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査またはこれらの申請に対する応答に関する事務とする。

1 6 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

1 7 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、福井県高等学校定時制課程および通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年福井県条例第25号）第

2条の規定による修学奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

15 条例別表第1の14の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

16 条例別表第1の15の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査またはその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

17 条例別表第1の16の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費の援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第3の規則で定める事務および情報)

第4条 (略)

2 (略)

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、第2条第12項に定める事務とし、同表第3の3の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、第2条第13項に定める事務とし、同表第3の4の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、第2条第15項に定める事務とし、同表第3の5の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と生計を一にする者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、第2条第16項に定める事務とし、同表第3の6の項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等または当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

7 (略)

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条の規定 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年福井県条例第10号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日

福井県青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

2条の規定による修学奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

18 条例別表第1の17の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

19 条例別表第1の18の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査またはその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

20 条例別表第1の19の項の規則で定める事務は、県立の中学校における学校給食費の援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第3の規則で定める事務および情報)

第4条 (略)

2 (略)

3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、第2条第15項に定める事務とし、同表第3の3の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、第2条第16項に定める事務とし、同表第3の4の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、第2条第18項に定める事務とし、同表第3の5の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者および当該申請を行う者と生計を一にする者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、第2条第19項に定める事務とし、同表第3の6の項の規則で定める情報は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の保護者等または当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

7 (略)

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第12号

福井県青少年愛護条例施行規則の一部を改正する規則

福井県青少年愛護条例施行規則（平成8年福井県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等）</p> <p>第3条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第2号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>不同意性交等</u>その他のりょう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>（会議）</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集する。<u>ただし、会長および副会長が在任しない場合にあっては、知事が招集する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>（有害図書等として指定を受けたものとみなす図書等）</p> <p>第3条 条例第11条第2項第1号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第2号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>強制性交等</u>その他のりょう辱行為を被写体とし、または描写したもの</p> <p>(6) (略)</p> <p>（会議）</p> <p>第16条 審議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2・3 (略)</p> |

様式第1号、様式第2号および様式第14号中「小学校就学の始期から」を削る。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第3条第5号および第16条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則による改正前の福井県青少年愛護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第117号

福井県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月19日

福井県知事 杉本 達治

福井県特定調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

福井県特定調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福井県告示第506号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

| | |
|---|--|
| <p>(組織および任期)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることのない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> | <p>(組織および任期)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることのない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) (略)</p> |
|---|--|

附 則
この告示は、令和7年6月1日から施行する。

議 会 規 則

福井県議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会規則第1号

福井県議会会議規則の一部を改正する規則

福井県議会会議規則（昭和48年福井県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）、育児、介護、看護その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場および傍聴席の外に退去させなければならない。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他の事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p>第104条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。</p> |

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会規則第2号

福井県議会傍聴規則の一部を改正する規則

福井県議会傍聴規則（昭和34年福井県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(傍聴証)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 傍聴証交付者が報道業務等を行う場合は、第14条ただし書の許可があったものとみなす。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、または着用している者</u></p> <p><u>(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、または他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) その他会議を妨害することが明らかであると認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p><u>(1) 静粛にすること。</u></p> <p><u>(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、または議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。</u></p> <p><u>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。</u></p> | <p>(傍聴証)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 傍聴証交付者が報道業務等を行う場合は、<u>第13条第8号ただし書および第14条ただし書の許可があったものとみなす。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u></p> <p><u>(3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 異様な服装をしている者</u></p> <p><u>(6) その他議事を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者</u></p> <p>2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 児童および乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、<u>静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p><u>(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p><u>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> |

(4) 飲食をしないこと。

(5) その他会議を妨害し、または他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(委員会における傍聴)

第17条 (略)

2 第2条から第5条まで、第7条第3項および第4項、第9条、第10条ならびに第12条から第16条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|-----|-------------------------------|
| 第3条 | (略) | (略) |
| 第4条、 <u>第12条第1項第3号</u> および <u>第5号</u> ならびに <u>第13条第5号</u> | 会議 | 委員会 |
| 第5条第1項 | (略) | (略) |
| 第10条第1項および第16条 | (略) | (略) |
| 第12条第1項第2号 | 議場 | <u>委員会室</u> または <u>全員協議会室</u> |
| 第12条第2項および第3項、第14条ならびに第16条 | 議長 | 委員長 |
| 第12条第3項 | (略) | (略) |
| 第13条第2号 | 議場 | 委員会室もしくは <u>全員協議会室</u> |
| 第15条 | (略) | (略) |

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(5) 飲食および喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) 携帯電話、パーソナルコンピュータその他これらに類する機器の電源を切ること。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(9) 前各号に掲げるもののほか議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

(委員会における傍聴)

第17条 (略)

2 第2条から第5条まで、第7条第3項および第4項、第9条、第10条ならびに第12条から第16条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|-----|-----------------------|
| 第3条 | (略) | (略) |
| 第4条 | 会議 | 委員会 |
| 第5条第1項 | (略) | (略) |
| 第10条第1項および第16条 | (略) | (略) |
| 第12条第2項および第3項、 <u>第13条第4号</u> および <u>第8号</u> 、第14条ならびに第16条 | 議長 | 委員長 |
| 第12条第3項 | (略) | (略) |
| 第12条第4項 | 議長 | <u>委員長</u> |
| 第13条第1号および第9号 | 議場 | 委員会室または <u>全員協議会室</u> |
| 第15条 | (略) | (略) |

議 会 告 示

福井県議会告示第1号

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月19日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年福井県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号または同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に掲げる事項</u>を通知しなければならない。</p> | <p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する<u>保険者番号および加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号および組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号および被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号および組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号および被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) (略)</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、<u>次に定める事項</u>を通知しなければならない。</p> |

(1)~(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第11条 (略)

2~7 (略)

8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ (略)

(2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第13条 条例第20条第2項、第33条第2項または第40条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2~5 (略)

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第14条 (略)

(1)~(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第11条 (略)

2~7 (略)

8 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用または選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア・イ (略)

(2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者および前号アまたはイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第13条 条例第20条第2項、第33条第2項または第40条第2項の規定により提示し、または提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書または利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者または利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名および住所または居所と同一の氏名および住所または居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2~5 (略)

(開示決定等の通知)

第14条 (略)

様式第3号および様式第13号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第18号中「の特定」を「を特定」に改める。

様式第19号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年3月19日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の福井県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県議会告示第2号

福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月19日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会傍聴に関する要綱の一部を改正する告示

福井県議会傍聴に関する要綱（平成27年福井県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|--|
| (傍聴証等の着用) 第3条 (略) | (傍聴証等の着用) 第3条 (略) |
| | (機器の使用) 第4条 <u>傍聴規則第7条第4項の規定により、パーソナルコンピューター等の機器を使用するときは、音声を発する機能を停止し、かつ、可能な限り操作音等が発生しないようにしなければならない。</u> |
| | (児童の傍聴を許可することができる場合) 第5条 <u>傍聴規則第12条第4項ただし書の規定により児童の傍聴を許可することができる場合は、児童が保護者、教員等に引率される場合とする。</u> |
| (委員会の一般席における傍聴の申込期限等) 第4条 (略) | (委員会一般席における傍聴の申込期限等) 第6条 (略) |
| (委員会傍聴申込者が定員を超える場合の取扱い) 第5条 (略) | (委員会傍聴申込者が定員を超える場合の取扱い) 第7条 (略) |
| (委員会一般傍聴人が定員に満たない場合の取扱い) 第6条 (略) | (委員会一般傍聴人が定員に満たない場合の取扱い) 第8条 (略) |
| (委員会傍聴券の交付) 第7条 (略) | (委員会傍聴券の交付) 第9条 (略) |
| (全員協議会における傍聴) | (全員協議会における傍聴) |

第8条 (略)
(議長等に対する通知に係る電子情報処理組織)
第9条 (略)
(電子情報処理組織による議長等に対する通知)
第10条 (略)
(その他)
第11条 (略)

第10条 (略)
(議長等に対する通知に係る電子情報処理組織)
第11条 (略)
(電子情報処理組織による議長等に対する通知)
第12条 (略)
(その他)
第13条 (略)

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月19日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第3号

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則（昭和30年福井県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業)</p> <p>第16条の2 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第28条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第28条 受給資格者または条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号</p> | <p>(条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業)</p> <p>第16条の2 条例第10条第4項に規定する人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第28条第1項に規定する就業手当または再就職手当の支給を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)</p> <p>第28条 受給資格者または条例第10条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業</p> |

に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当に係る場合にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 （略）

様式第19号を削る。

様式第19号の2（表面）中「㊟」を削り、「福井県職員等の退職手当の支給に関する条例施行規則」を「福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則」に改め、同様式を様式第19号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の2）に、同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号の4）に、条例第10条第11項第5号の規定による退職手当に係る場合にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第21号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を添えて知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証または特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 （略）

様式第19号の2 (第28条関係)

(表面)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

| | | | | | | |
|--|----------|-----------|------------------------|-----------|------|--|
| 1 氏名 | | | | 2 受給資格証番号 | | |
| 3 住所 | 〒 | | | | | |
| 4 就職先の事業所 | 名称 | | | 事業所番号 | | |
| | 所在地 | 〒 (電話番号) | | | | |
| 5 1週間の所定労働時間 | 時間 | 分 | 6 求人申込み時等に明示した賃金額 (月額) | 万 | 千円 | |
| 7 雇用期間中の賃金支払状況 | | | | | | |
| ① 賃金支払対象期間 | ② ①の基礎日数 | ③ 賃金額 | | | ④ 備考 | |
| | | ① | ② | 計 | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 月 日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 就職年月日 ~ 月 日 | | | | | | |
| 8 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 年 月 日 事業主の氏名 (法人の場合にあっては名称および代表者の氏名) | | | | | | |
| 9 福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則第28条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者の氏名 福井県知事 様 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

(裏面)

注意

- この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6カ月に至った日の翌日から起算して2カ月以内に提出すること。
- この申請書には、受給資格証を添えること。
- 申請者によっては1欄から3欄までおよび9欄、当該申請者を雇用した事業主によっては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがある。
- 事業主の記載事項について
 - 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6カ月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、および各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰に処せられることがある。

様式第19号の3を削る。

様式第19号の4（表面）中「㊟」を削り、「福井県職員等の退職手当の支給に関する条例施行規則」を「福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則」に改め、同様式を様式第19号の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、または交付されている改正前の福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

